

【間質性肺炎/肺線維症患者会中部支部 会則】

(名称)

第1条 この会の名称を、中部間質性肺炎/肺線維症患者会中部支部（以下「本会」という）とする。

(目的)

第2条 間質性肺炎の診断を受けた人やその支援をしている人が、自発的に対等な立場からお互いに支え合うことで、病気と向き合いよりよく過ごしていくことを目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次号にあげる事業を行う。

(ア)患者交流会

(イ)勉強会

(ウ)その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条

(ア)本会の会員は、間質性肺炎の患者およびその支援者で、本会の設置目的に賛同するものとする。

(イ)会員は入会届を会長に提出し、その承認を受けたものとする。

(ウ)会員の退会は、退会届を会長に提出し、随時行う事ができるものとする。

(役員)

第5条 会員の互選により本会には次の役員を置く。

(ア)会長 1名

(イ)副会長 1名

(役員任期)

第6条 役員任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 本会の顧問として、公立陶生病院呼吸器・アレルギー疾患内科部長をあてる。

(会費)

第8条 本会の会費は原則無料とする。

(ア)本会の運営に必要な実費はその都度徴収するものとする。

(守秘義務)

第9条 会員は、本会の活動で知り得た個人情報を、会員以外のものに漏らしてはならない。

(禁止事項)

第10条 本会において、宗教活動または営利活動を行う事を禁止する。